

防災品の普及について

予防課

建物火災による死者の約9割は住宅火災によるものです。平成22年中の住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）は1,022人であり、1日平均約3人の方が亡くなっていることになります。

平成23年6月から、火災の発生を感知し知らせる住宅用火災警報器の設置が全ての住宅に義務付けられました。死者発生原因の約6割が逃げ遅れであり、住宅用火災警報器を設置することで、火災を早期に覚知し、初期消火・通報・避難等の行動が素早く行えるようになります。



衣服（パジャマ）燃焼実験（同時着火1分経過の状況）

併せて、火災の際に着火物となりやすいものを燃えにくい防災品とすることも効果的な対策です。住宅火災による死者のうち、着火物が判明しているものに限ると、寝具類及び衣類に着火した火災による死者数は約4割を占めます。

防災品には、火災の際に着火物となりやすいパジャマ、シーツ、エプロン、カーテン、布製のブラインド、じゅうたん、枕や布団などがありますが、たばこやライターなどの小さな火に接しても容易に燃え上がらず、また、火源を離せば自然に消火するよう処理されています。



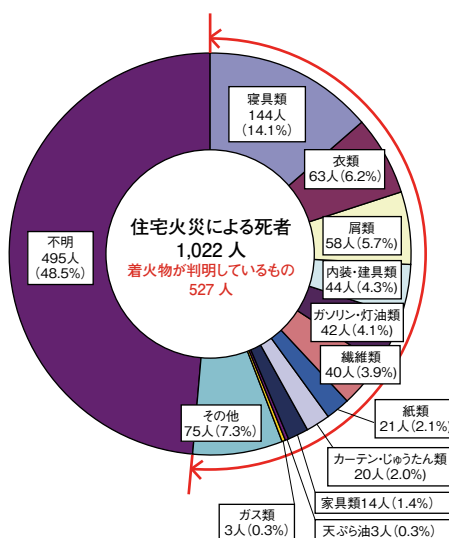
コンロをつかう時は、
衣服が火に触れない
ように充分な注意を！



また、住宅火災による死者のうち、65歳以上の高齢者の割合は年々増加する傾向にあり、平成21・22年と連続で6割を超えています。防災品を使用することにより、高齢者や身体が不自由な方の避難時間を確保することができるだけでなく、着衣着火等の逃げ切れない火災による死者の発生を低減する効果が期待されます。

我が家から火災を出さない、家族を火災から守るためにも、住宅用火災警報器の設置と合わせて、防災品の使用に努めましょう。

住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く） （平成22年中）



「着火物が判明しているもの」に限ると、寝具類及び衣類に着火した火災による死者数（207名）で約4割を占めます。

